

楽しみながら介護予防、
お口の健康教室のお知らせ

食べこぼす、むせる、噛めない食品が増えた…など、お口の衰えが気になったことはありませんか？

ご自身の歯やお口の健康を見直し、さらなる健康を目指しましょう！

◇お口の健康教室◇

・対象者 町内在住の

・日程 おおむね65歳以上の方

・時間 年4回

・会場 役場2階大会議室

・持ち物

飲み物、めがね（必要な方）、入れ歯（お使いの方）

・定員 15名

★参加人数の把握、準備のため事前申込み制としています。

申込締め切り 9月20日（火）

・内容 お口の健康に関する

講話、口腔ケアの実習など。

お口の健康チェックでは、

舌圧測定器、咀嚼判定ガム

などを使って、楽しくお口の

健康状態を確認します。

・講師 長野県歯科衛生士会

申し込み・問い合わせ先

地域包括支援センター

(31)2510

《日程表》

	日 程	内 容
第1回	9月26日(月) 午前10時～12時	・講話：フレイル、オーラルフレイルについて ・体とお口のチェック（個別アセスメント） ・健口体操、おでこ体操、舌訓練、唾液腺マッサージ、歌
第2回	10月24日(月) 午前10時～11時30分	・講話：お口の動き、唾液の働き、窒息 ・健口体操、おでこ体操、舌訓練、唾液腺マッサージ、歌
第3回	11月14日(月) 午前10時～11時30分	・講話：口腔内細菌と口腔ケア、誤嚥性肺炎、歯周病 ・健口体操、おでこ体操、舌訓練、唾液腺マッサージ
第4回	12月12日(月) 午前10時～12時	・体とお口のチェック（個別アセスメント） ・健口体操、おでこ体操、舌訓練、唾液腺マッサージ ・アンケート、まとめ

（注：内容は変更になる可能性があります。）



舌圧測定器

これから先もずっと健康で！10月集団健診のお知らせ

毎年、健（検）診を受けて自分のからだの点検と、生活習慣の見直しに役立てましょう！

日時

10月3日(月)

午後1時15分～

（時間差受付）

※日時はお申し込みいただいた方宛に後日お知らせします。必ず時間を守ってお越しください。

会場 保健センター

（役場庁舎1階東側）

受診方法 今年1月に各種健

診申込書などにて申し込まれた方には、9月中旬に問診票

などの必要書類を郵送します。

申し込みされていない方で健診

を希望される方は、お早めに

保健福祉課健康推進係へご連絡ください。

各健診の詳細については、

下表をご確認ください。

申し込み・問い合わせ先
保健福祉課健康推進係

(32)2554

「みよたメール配信サービス」
登録2次元コード
詳しくは「暮らしのカレンダー（裏表紙）」をご覧ください。



9月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

- 固定資産税（3期分）
- 国民健康保険税（4期分）
- 後期高齢者医療保険料（3期分）
- 介護保険料（3期分）
- 保育料（9月分）
- 町営住宅使用料（9月分）
- 上水道使用料（9月期分）
大口8月使用分
- 下水道使用料（9月期分）
大口8月使用分
下水道負担金（2期分）

納 期 限

9/30 金曜日

農薬の使用について

農薬を使用する際は、飛散防止対策の徹底を図ることが必要です。

そのため、事前に周辺住民に対して、事前に農薬散布日時等を周知し、散布時は近隣に影響の少ない天候の日や時間帯を選び実施してください。また、農薬の飛散を抑制するノズルの使用に努め、風向きやノズルの向きに十分注意して散布をお願いします。

なお、農薬散布区域の近隣に学校、保育園、通学路等がある場合には、万が一にも農薬が子どもにかかることのないよう散布の時間には十分な配慮をお願いします。

問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113



町有地売却の一般競争入札を実施します

場所 大字御代田字谷地沢

面積 27・75㎡

地目 宅地

申請期間

9月1日(木)から

15日(木)まで

注意事項

①入札参加方法および物件の詳細については、町ホームページからご確認いただくか、担当までお問い合わせください。

②構造物、立木等は現在の状況のまま売却になります。

③変更登記後から購入目的に沿った利用を開始するまでの期間を制限する場合があります。

④現地確認は予約制になりますので、ご希望の方は担当までご連絡ください。なお、物件を確認しなくとも申請できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

お問い合わせ先

企画財政課財政係

(32)3112

第二回 まるっと!!みよた元氣祭り

「みよた商工フェスティバル」開催のお知らせ

御代田町商工会では、商工業振興と地域経済の発展を図ると共に、活力ある御代田町の活性化に寄与することを目的とした、第一回 まるっと!!みよた元氣祭り「みよた商工フェスティバル」を次の日程で開催します。当日は会員企業による各種販売、飲食、展示コーナーがあります。また、ステージにて演奏等の発表会があります。

日時 11月12日(土)

午前9時～午後4時

会場 エコールみよた

あつもりホール他

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催の中止・縮小をする可能性があります。

只今、出店(展)企業者を募集中です。締め切り9月5日。

申し込み・問い合わせ先

御代田町商工会

(32)5435

こんにはち農薬委員会です

問い合わせ先

農薬委員会事務局 (32)3113

農地パトロールを実施します

農薬委員会では、農地法の規定により、町内全域の農地の利用状況を確認するため、農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

調査方法

地区の農薬委員および農地利用最適化推進委員ならびに担当職員が、農地を見回り、利用状況の確認を実施します。その際、お話を伺ったり、農地に立ち入らせていただいたりする場合があります。

農地パトロールの目的

農地パトロールは、地域内農地の利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消および違反転用の発生防止・早期発見を目的に実施しています。

遊休農地とは

遊休農地とは、「現在、耕作の目的に使用されておらず、今後も耕作がされない」と認められる農地」または「周辺の農地に比べて、著しく低利用となっている農地」とされています。

遊休農地とされた場合

所有者の方を対象に、今後の利用意向を確認するため、農地利用の意向調査を実施する場合があります。調査票が届きましたら、内容の確認をお願いします。

農地パトロールに関するお問い合わせは、農薬委員会までご連絡ください。